平成２３年（フ）第５７２号
札幌市白石区本郷通13丁目北１番11号　シビテックハイツ202号
債務者　山崎　修一
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　千賀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５７３号
札幌市白石区本郷通13丁目北１番11号　シビテックハイツ202号
債務者　山崎　吉美
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　千賀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０１４号
愛知県半田市清城町１丁目７番地の６
債務者　榊原　幸治
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻須　茂生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９８８号
札幌市北区新琴似５条６丁目３番１号　右
債務者　岡田　昌弘
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７号
山口県下松市大字西豊井1211番地
債務者　田原　　實
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５９号
佐賀県唐津市大良1223番地
債務者　山崎　清房
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　紀男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４７号
北海道北見市幸町４丁目２番16号　ソレイユⅡ―105号
債務者　松田　厚美
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
北海道北見市幸町４丁目２番16号　ソレイユⅡ―105号
債務者　松田　敏彦
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
北海道北見市南仲町３丁目６番３号　ロジングさいわいＡ館
債務者　岳上　真也
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第４８５号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷286番地164　チェリーハイツ106号、前住所埼玉県大里郡寄居町大字用土5840番地19
債務者　田島　信彦
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５２３号
埼玉県所沢市けやき台２丁目17番地の３　関野マンション第２けやき台302
債務者　高木　利夫
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５７４号
埼玉県入間郡三芳町大字上富1711番地５
債務者　松澤　佳恵
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５８５号
埼玉県所沢市松葉町８番３号
債務者　依田　康男
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２５号
千葉県山武郡大網白里町ながた野２丁目３番地24
債務者　中梶　将之
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４９号
千葉県旭市ニの5970番地96　アネックスライト202
債務者　須之内裕正
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係